

**返還誓約書・貸与型奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)該当者が提出する書類
誓約書・給付型奨学金該当者が提出する書類**

| 返還誓約書・誓約書の作成について | | |
|------------------|--|--|
| 1 | 人的保証を選択しています。本人欄は実印でなくて大丈夫ですか。 | 学生本人欄は実印でなくて構いませんが、 連帯保証人・保証人は必ず実印(印鑑登録証明書記載の印)で押印 をお願いします。 |
| 2 | 旧字体等が関わり、署名の仕方が分かりません。 | 印鑑登録証明書や住民票通りに記載ください。例えば、 返還誓約書 では「高・崎」でも証明書上は「高・崎」の場合は「高・崎」でご署名ください。その際、返還誓約書上の「高・崎」については訂正不要です。 |
| 3 | 機関保証を選択しています。連絡先となる人物の押印は実印ではなくて良いですか。 | 機関保証における連絡先の方の欄は実印でなくても結構です。 |

| 返還誓約書・誓約書の添付書類について | | |
|--------------------|---|--|
| 1 | 給付奨学生です。誓約書の提出時には住民票の添付が必ず必要ですか。 | 誓約書提出時に住民票の提出が必要な方は、誓約書中段に【添付書類】住民票の記載がございます。記載がある場合のみ、住民票を添付して提出してください。 |
| 2 | 併用貸与(第一種奨学金・第二種奨学金)です。添付書類はどうすればよいですか。 | 各返還誓約書にそれぞれ添付が必要です。従って 併用貸与の場合は各2枚ずつ 添付書類の提出が必要です。 |
| 3 | 人的保証を選択しています。保証人が65歳以上または離別した両親です。どうすればよいですか。 | 保証人が例外扱いの場合は別途追加書類提出が必要です。 ①返還保証書「貸与奨学生のしおり」32ページを印刷して使用してください。記入方法は33ページを確認してください。 ②返還保証書に添付する各種証明書類「貸与奨学生のしおり」33ページを確認して添付してください。 なお、返還誓約書上の続柄欄には「その他(離婚した父)」「その他(父(離別))」等離婚していることが分かるよう記入が必要です。父や母等になっている場合は二重線と押印で訂正の上「返還誓約書記載事項訂正届」を添付して訂正してください。 |
| 4 | 人的保証を選択しています。保証人が65歳以上または離別した父母で、併用貸与(返還誓約書が複数枚発行されている)場合、資産等に関する証明書類は、その貸与予定総額の合計額以上である必要がありますか。 | 併用貸与(返還誓約書が複数枚発行されている)の場合、それぞれの貸与予定総額以上であれば認められます。複数枚の貸与予定総額の合計以上である必要はございません。ただし、「返還保証書」及び「資産等に関する証明書類」はそれぞれに添付する必要があります。 |
| 5 | 返還保証書は代筆可能ですか。 | 代筆不可です。 |
| 6 | 返還保証書の記入を誤ってしまいました。 | 当該人物が、誤った部分を二重線で消してその上に各自の印を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。 |
| 7 | 人的保証を選択しています。印鑑登録証明書はいつ付のものが有効となりますか。 | 誓約日(返還誓約書上段記載)から3か月前の日付までの証明書が有効となります。誓約日が4月20日の場合、1月20日以降発行の証明書が有効となります。 |
| 8 | 人的保証を選択しています。連帯保証人の収入に関する証明書は何年度のものが有効ですか。 | 現時点で発行可能な 最新のもの を提出してください。 |
| 9 | 人的保証を選択しています。併用貸与(第一種奨学金・第二種奨学金)ですが、印鑑登録証明書は1枚原本・1枚写しでも良いですか。 | 印鑑登録証明書は 2枚とも原本 を提出してください。 |
| 10 | 機関保証を選択しています。併用貸与(第一種奨学金・第二種奨学金)ですが、保証依頼書に記載する奨学生番号は同じ番号ですか。それぞれの番号ですか。 | 返還誓約書1枚に対し保証依頼書を1枚添付しますので、 奨学生番号は一種・二種それぞれの番号を記載 してください。 |
| 11 | 月賦返還・併用返還の違いを教えてください。 | 月賦返還は毎月定額で返還、併用返還は毎月の返還額を少なくする分年2回大きな額を返還します(ボーナス払い)。返還総額は変わりません。 |

返還誓約書・誓約書の訂正について

| | | |
|----|---|---|
| 1 | なぜ返還誓約書・誓約書の印字内容が間違っているのですか。 | 返還誓約書・誓約書の印字内容は、学生本人がスカラネットより進学届を提出(入力した内容がそのまま反映されています。) 大学側で加筆・修正等は一切していません。また、大学側で進学届の提出(入力)内容の訂正もシステム上できません。記載内容が間違っているということは、進学届提出(入力)時に誤入力があったということになります。恐れ入りますが、返還誓約書上で訂正をお願いいたします。 |
| 2 | 誓約書に印字されている内容に誤りがあります。 | 誓約書の内容は、進学届提出(入力)時の情報がそのまま反映されています。 訂正にあたり、「給付奨学生のしおり」14.15ページを確認し、正しい手法で訂正を行ってください。 |
| 3 | 返還誓約書に印字されている内容に誤りがあります。 | 返還誓約書の内容は、進学届提出(入力)時の情報がそのまま反映されています。 訂正にあたり、「貸与奨学生のしおり」42.43ページを確認し、正しい手法で訂正を行ってください。 また、追加書類として「返還誓約書記載事項訂正届」が必要となります。様式はDBポータル内のキャビネットから各自印刷してください。 【DBポータル→キャビネット一覧→00.学生キャビネット(全学生共通)→41.日本学生支援機構奨学金】 「返還誓約書記載事項訂正届」のみ学生本人による代筆が可能です。 |
| 4 | 給付奨学生です。誓約書に訂正が生じた場合、「返還誓約書記載事項訂正届」の提出は必要ですか。 | 誓約書の訂正には「返還誓約書記載事項訂正届」の添付・提出は不要です。 |
| 5 | 返還誓約書記載事項訂正届が封入されていません。 | 様式はDBポータル内のキャビネットより各自両面印刷してください。 【 DBポータル → キャビネット → 00.学生キャビネット(全学生共通) → 41.日本学生支援機構奨学金 】 |
| 6 | 返還誓約書記載事項訂正届の書き方が分かりません。 | 学生本人欄は必須です。そのほかに訂正が発生した人物の箇所のみ記載してください。 「返還誓約書記載事項訂正届」のみ学生本人の代筆が可能です。 |
| 7 | 返還誓約書記載事項訂正届の記載を誤ってしまいました。 | 返還誓約書記載事項訂正届は訂正印での訂正は不可です。再度新しく印刷して作成してください。 |
| 8 | 機関保証を選択しています。保証依頼書の記載を誤ってしまいました。返還誓約書記載事項訂正届の提出は必要ですか。 | 返還誓約書記載事項訂正届の作成・提出は不要です。保証依頼書の記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消してその上に各自の印を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。 |
| 9 | 押印した印とは別で訂正印を所有していますが、そちらを使用して良いでしょうか。 | 認められません。 返還誓約書に押印した印を使用して訂正してください。 |
| 10 | 人的保証を選択しています。印鑑登録証明書等各種証明書と返還誓約書記載の住所が一致していることとは、一語一句同じでなければいけないのでしょうか。 | いいえ。 必ずしも一語一句同じである必要はありません。 DBポータル→キャビネット一覧→00.学生キャビネット(全学生共通)→41.日本学生支援機構奨学金 に住所の訂正必要有無について掲載しています。 |
| 11 | 訂正例には生年月日の訂正がありませんでした。どのようにすれば良いですか。 | 和暦箇所(昭和・平成)から生まで全て二重線を引き、二重線上に当該人物の印鑑で押印してください。加えて、余白部分に和暦箇所(昭和・平成)から生まで全て当該人物が記載してください。 返還誓約書に訂正が生じた場合は、「返還誓約書記載事項訂正届」を必ず添付してください。 返還誓約書記載事項訂正届は【 DBポータル → キャビネット → 00.学生キャビネット(全学生共通) → 41.日本学生支援機構奨学金 】に格納していますので、各自印刷して使用してください。 |
| 12 | 訂正ではなく加筆の場合は、どのようにすれば良いでしょうか。 (例:住所のアパートの号室を加筆する。) 【返還誓約書の記載】 埼玉県東松山市1-2-3 【加筆】 埼玉県東松山市1-2-3-105 | 返還誓約書に加筆する場合も訂正扱いとなります。都道府県から記載の住所すべてに二重線を引き、二重線上に当該人物の印鑑で押印してください。加えて、余白部分に正しい住所を当該人物が記載してください。 返還誓約書に訂正が生じた場合は、「返還誓約書記載事項訂正届」を必ず添付してください。 返還誓約書記載事項訂正届は【 DBポータル → キャビネット → 00.学生キャビネット(全学生共通) → 41.日本学生支援機構奨学金 】に格納していますので、各自印刷して使用してください。 |
| 13 | 住所を訂正すべきか判断できません。 | 住所の訂正の必要有無・基準はDBポータルのキャビネットより確認してください。 DBポータル→キャビネット一覧→00.学生キャビネット(全学生共通)→41.日本学生支援機構奨学金 に住所の訂正必要有無について掲載しています。 |

その他よくある質問

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 貸与月額を変更したい。 | 貸与月額の変更は、日本学生支援機構による返還誓約書の審査が終了してからとなります。現時点では承ることができません。7月以降に再度お問い合わせください。 |
| 2 | 給付奨学金の通学形態(自宅通学・自宅外通学)を変更したい。 給付奨学金の通学形態の変更に伴う、支援月額の変更をしたい。 | 通学形態の変更は、日本学生支援機構による誓約書の審査が終了してからとなります。現時点では承ることができません。7月以降に再度お問い合わせください。 |
| 3 | 保証制度を変更したい。 | 原則保証制度の変更は出来ません。例外として、選定していた保証人にサインを断られた場合等のみ機関保証制度への変更が認められる場合があります。 機関保証制度の変更には、入学年度の4月までさかのぼり、変更月までの保証料を一括で機構へ支払う必要があります。 |
| 4 | 現在給付奨学金を受けており、第一種奨学金が併給調整されている状態です。返還誓約書の提出は必要ですか。 | 給付奨学金を受けていても第一種奨学金の返還誓約書の提出は必要です。 第一種奨学金が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。記載の借用金額を返還するわけではありません。 |
| 5 | 給付奨学金との兼ね合いで第一種奨学金の貸与金額が現状0円です。返還誓約書の提出は必要ですか。 | 給付奨学金を受給し、第一種奨学金を併せて利用する際、第一種奨学金の金額が調整され貸与額が0円となる場合でも返還誓約書の提出が必要です。 |
| 6 | 第一種奨学金を受けていますが、給付奨学金との兼ね合いで金額が調整されています。返還誓約書の貸与総額はそのまま良いでしょうか。 | 併給調整された第一種奨学金の借用金額については、申込時の希望月額で予定の貸与終期(卒業期)まで貸与を受ける場合の借用予定金額が印字されています。併給調整されている場合は、実際の貸与金額とは異なり、印字の金額を返還いただくという認識ではございません。 |
| 7 | 申込時にマイナンバーを提出しているか否かはどこで判断しますか。 返還誓約書の提出時には住民票の添付が必要ですか。 | 申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人については、返還誓約書右下「添付書類」欄に「奨学生本人の「住民票」」と印字されています。また、誓約書については、誓約書の中段部分に「奨学生本人の「住民票」」と印字されており、添付が必要です。 |
| 8 | 返還誓約書・誓約書の住所が住民票住所ではありません。 | 申込時にマイナンバー提出済みの奨学生本人の住所は返還誓約書・誓約書ともに現在住んでいる住所(現住所)となります。 |